

## 令和6年度長野県人権政策審議会 議事録

日 時：令和7年1月27日（月）午後2時～午後4時

場 所：長野県庁議会棟第一特別会議室

出席者

委 員：一由貴史、伊藤芳子、犛山典生、闇 小妹、川上信彦、小山清子、  
菅沼 尚、中島 敏、宮井麻由子、和田 浩（敬称略、五十音順）

長野県：企画振興部、県民文化部、健康福祉部、産業労働部、教育委員会  
（事務局 人権・男女共同参画課）

### 1 開 会

（事務局 神戸企画幹兼課長補佐）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「令和6年度長野県人権政策審議会」を開会いたします。

私は、会長が選出されるまでの間、進行を務めます人権・男女共同参画課の神戸と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

はじめに、本審議会につきましては、配付しました委員名簿に記載の10名の皆様に審議会委員をお引き受けいただいております。任期は、令和6年4月1日からの2年間となります。委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、本日の会議は委員総数の10名全員に御出席いただいております。よって、委員数の過半数を超えておりますので、長野県附属機関条例第6条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

### 2 挨拶

（事務局 神戸企画幹兼課長補佐）

それでは、開会に当たり、直江県民文化部長より御挨拶を申し上げます。

（直江県民文化部長）

皆さん、こんにちは。長野県県民文化部長の直江崇でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、平素より本県の人権政策の推進にそれぞれのお立場から御支援、御協力を賜っておりまして、改めて深く感謝を申し上げます。

また、このたびは、公私ともに御多用のところ、長野県人権政策審議会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様方には、来年度末の任期となっておりますが、県の人権政策につきまして、幅広い見地から御審議を賜りますようお願い申し上げます。

さて、長野県では、昨年度からスタートいたしました総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」におきまして、人権の尊重や公正さ、多様性、包摂性を追求し、「誰一人取り残さない」、こちらを共通の視点の一つに掲げまして、政策を構築・推進しております。

また、昨年12月には、本県の現段階での最大の課題でございます人口減少に対応するため、人口減少の事実を共有し、これまでの当たり前を考え直し、行政、企業、地域、県民みんなで取り組む「信州未来共創戦略～みんなで創る2050年の長野～」を「私のアクション！未来のNAGANO 創造県民会議」において決定いただきました。

この中で、人権を尊重する考え方を社会の基礎としていく必要がある旨明記されております。社会経済情勢の変化の中で、人権課題は一層多様化・複雑化してきております。これまで以上に、人権を意識し、一人ひとりの多様な個性を認め合うことが大変重要になってきているものと認識しております。

本日の審議会では、人権政策全般及び犯罪被害者等支援施策の推進の状況、並びに昨年度に引き続きまして人権政策推進の基本的な方向性につきまして御審議いただくこととしております。

委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭の私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 委員紹介

(事務局 神戸企画幹兼課長補佐)

それでは、議事に入る前に、本日は委員改選後初めての審議会となりますので、大変恐縮ではございますが、委員の皆様それぞれ一言自己紹介をお願いしたく存じます。

お手元にお配りしてあります名簿の順番に従いまして、一由委員よりよろしくお願いいたします。

(一由委員)

長野市で弁護士をしております一由と申します。よろしくお願いいたします。

(伊藤委員)

長野県社会福祉士会で理事をしております伊藤芳子と申します。池田町からまいりました。よろしくお願いいたします。

(犛山委員)

長野県経営者協会事務局長をやっております犛山典生でございます。長野県企業人権教育推進連絡協議会の幹事も仰せつかっております。よろしくお願ひいたします。

(閻委員)

信州大学で、もう定年になって今は名誉教授を務めているんですが、東京から来ました。東京では、長野県についてのニュース、特に気を使って興味があつて聞いています。よろしくお願ひします。

(川上委員)

県議会議員の川上信彦です。今日は、飯田・下伊那の南の方から来させていただいております。よろしくお願ひいたします。

(小山委員)

人権擁護委員の小山清子と申します。初めて参加させていただきますが、よろしくお願ひいたします。

(菅沼委員)

市立長野高校の参与をしております菅沼と申します。よろしくお願ひいたします。

(中島委員)

坂城町の教育委員会の教育長職務代理をしております中島敏と申します。元同和教育推進協議会の会長という名前もありますが、よろしくお願ひします。

(宮井委員)

安曇野で弁護士をしております宮井と申します。よろしくお願ひします。

(事務局 神戸企画幹兼課長補佐)

最後にオンラインで参加の和田委員、お願ひいたします。

(和田委員)

飯田市にあります健和会病院で小児科医をやっております。長野県小児科医会からの推薦ということで参加させていただくことになりました和田と言ひます。よろしくお願ひします。

(事務局 神戸企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。

県側の出席者でございますが、直江県民文化部長以下県関係出席者名簿のとおりでございます。

次に、資料の確認をお願いいたします。事前に配付しましたとおり、次第、委員名簿等に加えまして、会議資料番号1番から3番まで、それから資料3の参考資料として参考資料1、2をお配りしております。なお、委員名簿と県関係出席者名簿につきましては、一部変更がございましたので、改めて机上に配付させていただいております。資料の不足等ございませんでしょうか。

本日の日程でございますが、進行は次第に沿って進め、終了はおおむね16時としておりますので、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

また、会議の議事録を作成することから、発言の際は最初にお名前をおっしゃっていただいてから御発言いただきますようお願いいたします。議事録につきましては、委員の皆様の内容を御確認いただいた後、県公式サイトに公表することとしておりますので、御承知願います。

#### 4 会長及び職務代理者の選出

(事務局 神戸企画幹兼課長補佐)

それでは、会長及び職務代理者の選出についてお諮りしたいと思います。

会長は、条例第5条第1項の規定により委員が互選することとなっております。会長の選任について御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

聲山委員、お願いします。

(聲山委員)

経営者協会の聲山でございます。今、委員の互選ということをお聞きしたんですけれども、もし事務局でお示しする提案があれば、お願いしたいと思います。

(事務局 神戸企画幹兼課長補佐)

ありがとうございます。ただいま聲山委員から事務局の提案という御意見がございましたが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは事務局案を申し上げます。これまで委員を5期、うち会長を直近3期お務めいただきました一由貴史委員に会長をお願いしたいと考えておりますが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、委員の皆様の御賛同によりまして、一由委員が会長に選出されました。一由会長におかれましては、恐れ入りますが、会長席へ御移動をお願いいたします。

本審議会の議長は、条例第6条の規定によりまして一由会長をお願いいたします。

それでは、会長就任の御挨拶をいただいてから、会議の進行をお願いいたします。

(一由会長)

では、御挨拶を申し上げます。ただいま御推挙いただきまして、本審議会の会長職を担うことになりました一由でございます。

委員各位の御協力のもと、職務を果たしてまいりたいと思います。本審議会は、長野県の人権政策に関する重要事項について調査・審議するために設置されております。活発な審議会となるよう、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただくことを期待したいと思います。簡単ではございますけれども、会長就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速会議を進めさせていただきたいと思いますが、議事に入る前に、条例の第5条第3項の規定によって、会長職務代理者を会長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。

職務代理者には、中島敏委員を指名したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(中島委員)

会長から指名をいただきましたので、職務代理者を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(一由会長)

よろしくお願いいたします。

それでは続きまして審議会の運営について確認をさせていただきます。本審議会は、原則公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には、所定の傍聴席で傍聴いただくこととします。

また、審議会の議事録については、事務局で公表用の案を作成した後、各委員に内容を御確認いただいて、修正等が必要であれば修正の上、会議からおおむね1か月以内に、県のホームページで公開することといたします。また、議事録上、発言者の氏名が表記されます。以上の点につきまして、御了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、そのようにしたいと思います。

## 5 議 事

- (1) 人権施策の実施状況について
- (2) 犯罪被害者等支援施策の推進状況について
- (3) 人権政策推進の基本的方向性について

(一由会長)

それでは議事に入ります。

議事の(1)の人権施策の実施状況について及び(2)の犯罪被害者等支援施策の推進状況についての2つにつきましては、いずれも施策の実施状況に関する事項となりますので、一括して事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(人権・男女共同参画課 佐々木課長)

県民文化部人権・男女共同参画課長の佐々木と申します。私から資料に基づきまして人権施策の実施状況、それから犯罪被害者等支援施策の推進状況について御説明をさせていただきます。

それでは、資料1-1を御覧いただければと思います。A4の1枚、縦になっているものでございます。

「長野県人権政策推進基本方針における人権施策等」ということで、一覧にまとめてございます。県では、平成22年に長野県人権政策推進基本方針を策定し、取組を推進しております。本方針は、人権政策の基本的な考え方や方針を示し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくため、本審議会の答申を踏まえて作成したものです。

資料1-1は、基本方針の第4章から第6章に記載されている施策の方向性等を抜粋したものでございまして、各項目の横に記載したページ番号は、この基本方針に基づく人権施策の実施状況を示した資料1-2のページに対応してございます。

今年度の事業内容と昨年度の実績を、資料1-2で後ほど説明させていただきます。なお、基本方針の全体像につきましては、委員の皆様の一部ずつお配りさせていただいている冊子を御覧いただければと思います。

それでは、資料1-2を御覧いただきたいと思います。

資料1-2はA3で作成したものでございます。本資料には、令和6年度事業の内容と、令和5年度における具体的な事業実績や成果を記載してございます。非常にボリュームのある資料となっておりますので、主な取組を抜粋して説明させていただきたいと思います。なお、番号に括弧が付いているものについては、再掲をしている事業を指しています。

まず、第4章「人権施策の方向性」の「1 人権の視点に立った行政」の取組についてでございます。資料1-2の1ページに記載のとおり、行政職員、教職員、警察職員向けの研修を実施し、職員の人権意識の向上に努めています。

特に3番の職員人権研修事業におきましては、令和5年度は県と市町村の職員を対象に、性の多様性に関する研修会をテーマに、オンデマンド配信により研修を実施いたしました。

また、6年度は県職員全員を対象に、現在、人権全般をテーマとした研修を実施しているところでございます。

次に、2ページを御覧いただければと思います。

2ページの中ほど下段からは、人権教育、それから啓発について記載してございますが、飛びまして3ページへ行っていただけますでしょうか。13番の人権尊重社会づくり県民支

援事業では、県民が主体的に企画・実施する人権意識向上のための学習会や研修会等の取組に関わる経費を助成しており、令和5年度は8団体の取組に対して支援を行いました。

また、15番の人権啓発推進事業では、企業向けの啓発として、5年度はLGBTQ施策をテーマにした講演会を開催し、オンラインを含め約170名の企業関係者等に御参加いただきました。

また、令和6年度は外国人労働者の人権問題をテーマとした講演会を企業関係者等の皆様を対象に開催したところでございます。

続いて、4ページを御覧ください。18番、千曲市の県立歴史館の中にごございます県人権啓発センターにおいて、地域からの要望に基づく人権学習会の講師派遣や、パネル展の開催など、県民が人権問題の理解を深め、自分事として考えるきっかけとなる啓発事業を実施しております。

その下の19番の事業では、12月の人権週間に合わせた人権フェスティバルとして、5年度は人権全般、子ども、インターネット、性の多様性をテーマにした講演を、こちらもオンデマンドで配信し、約2.4万回の視聴がございました。

また6年度は、人権全般に加えて部落差別、犯罪被害者等支援をテーマにした講演を2月末まで、視聴いただけるように配信しているところでございます。

それから、その下の20番の事業におきましては、長野美術専門学校に御協力いただきまして、人権ポスターの作成や、松本山雅をはじめとした県内4つのプロスポーツチームに御協力をいただき、ホームゲームでの啓発などを実施しておりまして、多様な手法を用いた啓発に取り組んでいるところです。

次に、人権相談・支援の取組としまして、6ページを御覧いただきたいと思えます。

一番上でございますが、18番、先ほど御説明した人権啓発センターにおいて、人権に関する総合相談に対応しておりまして、5年度の相談件数は169件となっております。相談内容の多くは、親族間や職場、地域で起きている私人間の様々な悩みや困り事に関するもの、このほか、差別、労使関係の問題や性自認に関する悩みなど、多岐に渡る相談が寄せられておりまして、相談者の悩みを丁寧に聞き取りまして、内容に応じて法務局や労働基準監督署などの専門相談窓口を御案内するなど、相談内容に応じた対応に努めております。

このほか、障がい者、外国人の皆様等の個別の人権分野においては、専用相談窓口を設け、相談者のニーズに応じて幅広く相談対応業務を実施しているところでございまして、この後、分野別施策の中で具体的に説明させていただきます。

なお、これらの各種相談窓口については、同じ6ページの32番に記載のとおり、ホームページや相談窓口をまとめたハンドブックなどにより、県民の皆様や関係機関等に周知を図っているところでございます。

それでは次に、第5章の分野別施策の方向性に関する取組について説明いたします。

分野別の施策につきましては、先ほど資料1-1に記載しましたとおり、1番の同和問題から、インターネットによる人権侵害まで、11の項目に渡って記載をしております。

まず、資料1-2、6ページを御覧いただきたいと思えます。

6 ページの 33 番、同和問題につきまして、人権・共生のまちづくり事業では、隣保館等において人権課題の解決のための各種事業等を行う市町村の取組を支援するため、13 市町村に対し、実施事業等の経費の一部を補助しています。また、啓発・教育の取組として、6 番の事業において、同和問題について理解を深める教職員向けの連続講座を開催したほか、7 ページの中ほど、19 番に記載のあります人権フェスティバルにおきまして、6 年度は同和問題をテーマとした講演等を実施してございます。

次に、外国人について 8 ページを御覧いただきたいと思います。

35 番の長野県多文化共生相談センター設置事業では、県内に暮らす外国人が安心して生活できる環境整備を進めるため、外国人県民からの生活に関する相談や情報発信等の事業を実施しています。この専門相談窓口は令和元年 10 月に開設したもので、5 年度の相談件数は 1,613 件となっております。

昨年度の審議会で御質問いただいた相談内容の傾向ですが、引き続き、入管手続、身分関係、結婚・離婚、DV 等に関する相談が多く、全体の約半数を占めています。今後は、長期滞在者の高齢化に伴い、社会保険、年金、福祉の相談や、就労に関する相談も増加が見込まれるところです。

このほか、9 ページの 39 番に記載のとおり、災害時の外国人支援に関する取組や、41 番、42 番に記載の外国人児童生徒への学習支援等を実施してございます。

次に、女性について、10 ページを御覧いただきたいと思います。

46 番の男女共同参画センター事業では、男女共同参画社会の形成を促進する拠点として、各種講座の開催などを実施しています。また、50 番は、令和 5 年度に女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会を新たに発足させまして、女性の職業生活における活躍の促進に向けて、県内企業、法人、自治体のリーダーの皆様の意識改革、行動変容につなげる取組を実施してございます。

また、女性の就職やキャリア形成の支援としまして、13 ページまで飛びますけれども、61 番、地域就労支援センター事業や、64 番、66 番のデジタル人材育成のための事業を実施してございます。

このほか、14 ページになりますけれども、DV や性暴力など、あらゆる分野から女性を守るための取組として、69 番の女性支援事業、73 番の性暴力被害者支援センター運営事業等を実施しております。

次に、子どもについては、15 ページを御覧ください。

78 番、子ども支援センター運営事業において、いじめや体罰に苦しむ子どもたちに寄り添いつつ、適切な相談・救済につなげるための支援などの事業を実施しております。このほか、17 ページの 90 番では、信州型フリースクールへの運営経費の補助を行う事業を新たに実施しています。

また、昨年度の審議会でも御意見をいただきましたこどもカフェへの取組につきましても、91 番に記載をさせていただきましたので、御確認いただければと思います。

次に、障がい者につきましては、21 ページを御覧いただきたいと思います。



障がい者の就労支援としまして、(61)番の事業では、5年度から就労に関する伴走型支援等を実施しております。また、23ページまで飛びますが、129番の事業、長野県障がい者共生条例の令和4年4月の施行に伴い、共生社会づくり推進員を障がい者支援課に配置するとともに、専用相談窓口を開設して、相談者への対応を実施しております。5年度の相談対応件数は206件で、生活上の悩みや困り事に関する相談が多くを占めています。

また、中には事業者からの不当な差別的取扱い等に関する相談もあり、その場合は関係者の間に入って調整等を実施しております。

次に、HIV感染者、ハンセン病元患者等につきましては、24ページを御覧いただきたいと思えます。

142番のハンセン病問題啓発事業では、中学校の授業等で活用いただくためのパンフレットを作成・配付したほか、コロナの影響で中断していた県民による療養所訪問事業を5年度から再開し、29名の皆様に御参加いただきました。

次に、犯罪被害者等支援につきましては、25ページから記載しておりますが、詳細は資料2で後ほど説明させていただきます。

次に、様々な人権課題について、特に性的マイノリティの関係につきましては、27ページを御覧いただきたいと思えます。

158番、性的マイノリティ理解促進・支援事業において、令和5年度は、長野県パートナーシップ届出制度を創設しまして、リーフレットを作成して制度の周知に努めたほか、先ほども御説明した千曲市にある人権啓発センターにおいて、外部の専門家に相談できる体制を整えました。また、県及び市町村を対象とした研修を実施し、性の多様性に関する知識の普及を図っております。

次に、インターネットによる人権侵害につきましては、28ページを御覧いただきたいと思えます。

162番の児童生徒への啓発活動では、児童生徒及び保護者にアンケート調査を行い、ICT機器の利用実態や保護者の認識を把握し、必要な施策につなげているほか、164番の事業では、特定の地区を同和地区と指摘する事案が継続して発生している現状等を踏まえまして、6年度から、県においてモニタリングを開始し、市町村と連携して対応しております。

資料1-2の最後になりますが、第6章の推進体制に関する取組については、29ページの167番に記載のとおり、本審議会を人権政策の評価体制の一部に位置付けております。

雑駁ではございますが、資料1、資料1-2の説明は以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

かなりボリュームが大部なものの中で重要なものを特に御説明いただいたということになりますけれども、今御説明いただいたところでも結構ですし、それ以外のところでも結構ですので、委員の皆様から、今の御説明を踏まえて御発言をいただきたいと思えます。

質問でも結構ですし、意見でも結構ですけれども、何かございますか。

(人権・男女共同参画課 佐々木課長)

申し訳ありませんが、資料2も併せて御説明させていただきたいと思います。

資料2、犯罪被害者等支援推進計画の実施状況でございます。県では、長野県犯罪被害者等支援条例を令和4年4月に施行し、長野県犯罪被害者等支援推進計画に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進しております。

こちらの全体像は、委員の皆様には1部ずつお配りさせていただいている冊子を御覧いただければと思います。また、条例の制定に当たりまして、本審議会に部会を設けて検討し、審議会としての意見申述をいただいた経過もあるため、施策の推進状況について、計画の施策体系に沿って報告させていただきます。

資料2-1を御覧いただきたいと思います。A4の横になっているものでございます。左側に計画の施策体系を記載しております。資料の一番左に記載しているとおり、本計画では、施策の柱を設け支援を体系的に位置付けて推進しております。施策の柱は、被害に遭われた方に対する「総合的な支援体制の整備」「相談・情報提供の充実」、2ページ目にまいりまして、「早期回復・生活再建に向けた支援」「県民の理解の増進」の4項目です。

資料2-1の右側には、この施策体系の下での主な実施状況を記載しており、文末の括弧で括弧である数字につきましては、資料2-2の番号と対応しております。本日は、概要版の2-1に沿って説明をさせていただきます。

なお、施策・事業の実施主体につきましては、県の関係課、警察本部など、多岐に渡っておりますが、事業の実施主体につきましては、資料2-2に記載してございますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

まず、資料2-1の1ページ、施策の柱1「総合的な支援体制の整備」、(1)支援体制の整備では、人権・男女共同参画課内に設置した犯罪被害者等総合支援窓口において、被害者等からの相談を受け付け、関係機関・団体への橋渡しを行うなど、総合的な対応を実施しております。5年度は、19件の相談に対応いたしました。

また、被害者等が様々な相談や手続等について記録することができる「犯罪被害者等のためのノート」を500部作成するとともに、「犯罪被害者等支援ハンドブック」の改訂を行い、関係機関に配付しております。

このほか、県、県警、認定NPO法人長野県犯罪被害者支援センター及び市町村による連携会議を開催し、支援体制における課題等の共有を図っています。

(2)民間支援団体等に対する支援では、センターに対する財政・人的基盤の確立に向けた協力などの支援を行っています。

(3)人材の育成では、センターと連携しまして、市町村支援担当者向け研修会を実施し、昨年度は80名に参加いただきました。

次に、資料2-1の施策の柱2「相談・情報提供の充実」を御覧いただきたいと思います。

(1)相談及び情報の提供等では、県の犯罪被害者等総合支援窓口において相談に対応するとともに、市町村に設置されている総合的対応窓口を周知しております。また、県弁護士

会と連携させていただき、無料法律相談を実施しており、昨年度は3件を実施いたしました。このほか、交通事故、犯罪被害に遭われた子どもや女性、配偶者、障がい者、性被害、心身の被害等に関する相談に対応しています。

(2) 損害賠償請求に関する情報の提供では、昨年度「被害者の手引き」を900部、「交通事故にあわれた方とその御家族のために」を500部作成し、被害者等に配付をいたしました。

(3) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供では、被害者等に捜査状況等について連絡する被害者連絡の制度を推進しております。

おめくりいただいて2ページを御覧いただきたいと思います。

施策の柱3「早期回復・生活再建に向けた支援」の(1)心身に受けた影響からの回復では、性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」において、面談、医療支援等を実施し、昨年度は128件の新規相談に対応いたしました。

また、県警においてもカウンセリング費用の公費支出を実施し、昨年度カウンセリング等84件、処方薬料58件に対応いたしました。

(2) 日常生活の支援では、生活困窮者への自立相談支援を実施しております。

(3) 安全の確保では、一時避難所宿泊料の公費支出を実施し、昨年度は3名の方に支出を行いました。

(4) 居住の安定では、県営住宅への犯罪被害者及びDV被害者等の優先入居を実施しております。

(5) 雇用の安定では、企業向けセミナーの場で犯罪被害に遭われた従業員に配慮した取組について説明をさせていただいたほか、県民・事業者向けのリーフレットを作成し、経済団体等を通じて配布するとともに、各種イベント等の場で県民の皆様にも配布をいたしました。

(6) 経済的負担の軽減では、条例の施行に合わせて、被害に遭われた方の被害直後に直面する経済的負担が軽減されるよう、長野県犯罪被害者等見舞金制度を創設し、犯罪被害者御遺族に対して60万円、犯罪被害によって重傷病を負った被害者に対して20万円を給付しており、昨年度は12件を給付いたしました。

また、被害者等に国の犯罪被害者給付制度を教示し、昨年度には9件を裁定いたしました。

ほかに、犯罪被害者等が負担する診断書料、死体検案書料、司法解剖後の遺体搬送費用等の公費支出を実施しています。

次に、施策の4「県民の理解の増進」の(1)県民の理解の増進では、犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発として、「ホンデリングプロジェクト」、不要となった本やCD等を寄贈していただいて、売却代金を支援活動に役立てるものや、駅前での街頭啓発等を実施してございます。

(2) 学校における教育では、昨年度に中学生・高校生等を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」を12回開催し、約1,600人の受講があったほか、人権教育の推進のため、犯罪被害者の御家族を講師として、4校で講演をいただきました。

資料2の説明は以上です。引き続き、本計画に基づいて支援施策を推進してまいります。

(一由会長)

それでは、今御説明いただいた資料1と資料2に関する事項につきまして、御説明を踏まえて各委員から御発言をいただければと思います。特に分けてやりませんので、質問か意見かお断りいただいてからお話しいただければ分かりやすいかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、御発言がある方は挙手をお願いします。

では、和田委員、お願いします。

(和田委員)

和田ですけれども、LGBTQに関して、いろいろな方面でかなり力を入れておられるようですが、この基本方針の中では、様々な人権問題という中の一つとなっていて、位置付けが弱くないかなど。今、やはり非常に重要な課題ではないかということで、見直しが必要ではないかと思ひます。

それから、実は、僕の患者さんの中で中学2年の女の子が、「私、実は男だと思う」というふうに話をしてくれまして、学校にセーラー服を着ていくのが嫌で、学生服を着ていきたいと。先生にそう言ったら、それでいいよということになって、学生服を着て行っているという話をしていたんですね。この学校の対応は非常に素晴らしいなと思ったんですが、たぶん5年ぐらい前だったら、そんなことをしたら駄目だと言われて認めてもらえなかったんじゃないかと思うんですが、学校でのそういう場合の対応について、何か具体的な指針みたいなものを示されたりしているんでしょうか。

(一由会長)

ありがとうございました。

まず、一つ目はLGBTQの問題の基本方針の中での位置付けの問題、これはこれまでの会議でも議論がいろいろ出ているところでありましてけれども、その位置付けの問題と、二つ目は、学校でのそういった生徒さんに対する指針があるのか、その点、事務局の方で御説明いただければと思います。

(人権・男女共同参画課 佐々木課長)

ありがとうございます。1点目の基本方針における位置付けの関係ですが、和田委員御指摘のとおり、基本方針は平成22年にできております。なので、それ以降LGBTQをはじめ様々な新しい人権課題が出てきております。この後の議題の(3)とも関連してくるんですけれども、この基本方針の見直しなども含めて、新たな人権政策の在り方というものについて、ぜひ審議会でも御議論をいただければありがたいと考えております。

2点目の教育の方は、教育委員会からお答えさせていただきます。

(教育委員会事務局心の支援課 尾台主任指導主事)

心の支援課の尾台と申します。性的マイノリティの生徒さんへの対応というのは、かなり進んできておりました、制服の見直しや、先ほどおっしゃっていたような学生服を着てもよいと、本人の意向をかなり尊重するような形で進めています。

指針に関しましては、平成 27 年に厚生労働省と文科省から出ておりました、学校で起きたときの対応策等が載っておりますので、そちらを基にしてくださいということを研修等でお伝えしているところです。

(一由会長)

和田委員、いかがでしょうか。

(和田委員)

ありがとうございました。実際の対応は、やはりなかなか迷うところが大いのではないかと思いますし、単純にこれが正しいと決められないこともあるかと思うんですが、ただ学校によって対応がまちまちになってもまずい面もあるかと思いますので、またいろいろ御配慮いただければと思います。

それから、医療現場でもどういうふうに対応していったらいいかということで、いろいろな病院で取組が始まっているところで、当院でも、プロジェクトチームを立ち上げて、今いろいろ検討しているところですが、他の病院でこんな取組をしているというようなことも、情報があるとさらに取組が進むかと思っておりますので、そんなことも、また御配慮いただければと思います。ありがとうございました。

(一由会長)

ありがとうございました。

ほかに、御意見や御質問はございますか。

宮井委員、お願いします。

(宮井委員)

宮井です。今の和田先生の御発言に関連することで申し上げたいことが幾つかございまして、例えば学生服で、学生が自分で学ランを着たいと言って、そのときに初めて対応が検討されて対応される。これはこの一言が言えない子どもにとってはものすごいハードルになるわけです。そうであれば、始めからどっちでもいいよと学校側が準備しておけば、そういうことが言えない子どもであっても、あるいは親の理解を得られない子どもであっても、自分が安心して着たい方の制服が着られるということがあると思います。

水着が嫌でプールの授業に参加できない子どもさんもたくさんいます。

先ほど事務局から御説明いただきました文科省の通知というのは、あくまで個別対応を

しなさいという考え方をベースにしていると理解しておりまして、率直に言ってこれでは足りないのではないかと私は考えています。

関連してもう一点ですが、学校のトイレの問題があります。男子と女子にはっきり分かれているトイレに入れないうちどもさんがいます。それからどちらかに入ることにはできるんだけれども、どちらかに入ったということを他の子どもに知られると入れないという子どもさんがいます。全国にいろいろな実例がありまして、廊下からは誰がどこに入ったか分からないような構造にした学校の例というのが実際にありまして、これは個室の数はちょっと減るんですけども、一応常識的な予算の範囲でできるということが分かっているのです、ぜひ長野県でもこういったことを検討していただきたいなと思います。

最後に、和田先生の医療の現場でも取組を進めているということを知って非常に嬉しく思ったんですけども、私は中信地域でLGBTのことについて活動しているグループの顧問弁護士をしているんですけども、いまだに大病院の窓口で大声で患者さんのフルネームを呼んだりするんですね。これをされるとその名前から推測される性別と違う性別で生活している人にとっては物凄くストレスになって、それだけで病院に行けない。これはもう番号だけにするとか、苗字だけにするとか、ちょっとした工夫でできることをやっていただきたいと常々思っているところです。

(一由会長)

今のは御意見ということによろしいですか。

(宮井委員)

はい。

(一由会長)

ありがとうございました。

今の話題でも結構ですし、ほかの点でも結構です。ほかに御意見、御質問がありましたらお願いします。

伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員)

質問というか、今の宮井先生の子どもたちの声のことを聞いていて、まず、本当にたくさんの方の県の事業として県民に対して取り組まれているということをごして見せていただいて、気がつかないことがたくさんあったなということと、私たち社会福祉士会でも委託事業等で一緒にやらせていただいているということで、身の引き締まる思いで今いるところです。

その委託事業の一つに、今年度から子どもの意見表明等支援事業というのを社会福祉士会の方で受託をしまして、現時点では、社会的養護にいらっしゃる方、一時保護所と養護施

設、しかもスタートを切ったばかりというところですが、そういう形で少しずつ子どもたちの声を聞くような事業に取り組みさせていただいています。なので、本当に宮井先生がおっしゃられた、その一言が言えない子というのはすごく痛感しているところですが、今日の資料の中で、新規事業だから載っていなかったのか、ちょっとどこに掲載されているか分からなかったんです。来年度以降は、本当に子どもたちの権利を支えていく事業になっていくかと思しますので、ぜひ評価の中に入れていただけたらと思います。見落とししていたら申し訳ありません。

(一由会長)

ありがとうございました。

今の表に載っているか、載っていないかというのは、事務局で何かコメントはございますか。すぐに分らなければ、後日でも結構ですが。

(人権・男女共同参画課 佐々木課長)

すぐに分らなくて恐縮ですが、今いただいた御意見を踏まえまして、来年度作成するときは、事業が入るかどうか確認した上で、評価の方に結び付けていきたいと考えております。ありがとうございます。

(一由会長)

よろしくをお願いします。

では、聲山委員、お願いします。

(聲山委員)

聲山でございます。引き続き子どもさんの話で申し訳ないんですが、私の方で見落とししていたら申し訳ないんですが、資料を読ませていただく中で、中学生や高校生に対する人権の勉強や研修をされていると思うんですが、よくそこら辺が見えなかったのも、どの程度どういうふうに行われているか教えていただきたいんですが。

(一由会長)

この点、もしお分かりになるようだったら御回答できますか。

(教育委員会事務局心の支援課 尾台主任指導主事)

中高の子どもたちに対するものですか。

(一由会長)

先生でなくて子どもさんたちに対するものです。

(教育委員会事務局心の支援課 尾台主任指導主事)

中学生になりますと市町村教育委員会になりますので、市町村教育委員会でももちろんいろいろ人権教育は進めていただいていると思います。県では、人権教育講師派遣事業等を学校に利用していただいて、直接当事者の方が学校で講演会をするというような事業を実施しております。

(聲山委員)

結局、社会人になれば企業においていろいろと人権教育をやったり研修会をやったりするでしょうし、これを見ますと小学生などもやっているでしょうし、なんとなく、常にどこの学校や職場でも人権教育が身近にあるとなれば一番いいと思っているので、高校時代になって抜けてしまうとか、小中の場合は市町村ですので、そちらに任せて実態が分からないと、今、本当に人権が幅広くなって、特にネットなどを見るとかなり若い方々の苛烈なものもありますので、そういうものを含めて、人権教育をどこの学校や職場でもやって、常に接している状態が一番いいと思っていますので、ぜひ御検討いただければと思っています。

(教育委員会事務局心の支援課 尾台主任指導主事)

聞き取りが不足しておりますすみませんでした。もちろん学校全体で取り組むべきものということで、それぞれの校種、発達段階に合わせて人権教育に取り組んでいただいております。県の中でも、今、状況について調査をしてアンケートを取っているところです。またホームページ等で公表いたしますので、どのような取組になっているか御覧いただけるかと思います。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

ほかにございますか。

閣委員、お願いします。

(閣委員)

閣小妹です。自分はもう子育てはとっくに終わって、むしろ今、自分の子ども世代がどうやって子育てをしていくか。しかしこの男女共同参画社会づくりについては、子育て中の女性についてほとんど書いていない。彼らの活躍とかあまりこの中には入っていない。つまりどんどん人口が減少しているのは、やはり子育て中の女性を大いに支援しないと、この女性活躍のモデルとか、リーダーになるとか、結局途中で挫折してしまうのは子育て中の女性の問題が多いと思いますが、この中では唯一、子育て中の女性問題については結局 21 ページの障がい者の就労促進の中で、61 番、子育て中の女性や障がい者など、つまり障がい者と同じように扱うんですが、その意味では子育て中の女性が一番大変。就業についても、活躍についても、子育て中は障害が一番大きい時期なので。つまり子育て支援はいろいろやって



いますが、こちらの男女共同参画には入らなくてもいいですか。むしろ、重要な柱として、長野県については男女共同参画の中には子育て中の女性を何かしないといけないなと思っていますが、いかがですか。

(一由会長)

御趣旨としては、子育て中の女性にスポットを当てた施策があれば御説明いただきたいということかと思ったんですが、もし不足しているのであれば、意見を述べたいと理解しましたが。

例えば、12 ページにも少し関連する記載もあるかと思いましたが、ちょっと御説明いただければと思います。

(人権・男女共同参画課 佐々木課長)

ありがとうございます。説明不足で恐縮でしたが、資料1-2の10ページ以降に、男女共同参画社会づくりに向けた啓発ということで、様々な施策を記載してございます。例えば、働く女性でしたり、農業分野や各分野となっております、子育て中の女性というところだけにスポットを当てた施策というのはこの資料の中では出てこないかもしれませんが、女性が働き続けるですとか、ライフステージに応じた支援といったものは非常に重要なテーマだと思っておりますので、ここに記載の男女共同参画社会づくりに向けた啓発、この取組を進めるとともに、県でもこの人権とはまた別に、長野県男女共同参画計画というのも別途策定しまして、そちらの方でも施策を推進しているところです。以上です。

(閣委員)

分かりました。

(一由会長)

大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

ほかにはございますか。

中島委員、お願いします。

(中島委員)

中島です。お願いいたします。28ページの164番で、県においてもモニタリングを開始したということで書いていただいてあって、大変良いことが始まったなと思っているわけですが、具体的にどのような形で行っているのか。そして本年度においてどんな成果があったのかということをお聞きできればと思いました。1点目です。

2点目は、犯罪被害者の人権について、大変丁寧な取組がなされてきているということは素晴らしいと思っております。昨年私が発言させてもらったことの一つに、犯罪加害者の家族の問題を、ぜひ今後入れていかなければいけないんじゃないかということでお話しさせ

てもらった覚えがあるんですが、ちょうど長野市で最近大変な事件が起きて、今見ていると、いわゆる加害者の家族の洗い出しだとか、どういう職業だとかということまでも含めて、ネット上で取り沙汰されてきているように見えました。私も全部見ているわけではないんですけども、家族の人たちがどのように相談したらいいのか、またそれをサポートする体制というのはあるのか。非常に家族の問題は大きな問題になるのではないかと思って、本当にここ1週間ぐらいで気をもんでいます。その方たちが、どんなふうに今生活をしているのかということを見ると、恐ろしい問題だと思っています。

ぜひ、加害者家族の人権という点について、もっと考えていかないと、今、一番手が届いていないところではないかという気がしてなりません。以上です。

(一由会長)

今の御質問を含めて、一つ目のモニタリングの点はまずいかがでしょうか。

(人権・男女共同参画課 佐々木課長)

1点目のインターネットのモニタリングにつきましては、昨年度市町村と協議をいたしまして、令和6年5月から、県の方でモニタリングを実施し、課題となるような投稿があった場合は、関係する市町村及び地域振興局へ情報提供し、法務局に削除要請をしまして、法務局からプロバイダーに削除の要請が行くというような形を取ってございます。

それから、2点目ですが、犯罪加害者の家族の関係でございますけれども、先ほど御説明した人権施策の基本方針の中にもそこまでまだ盛り込めていない部分もございますし、どういった支援が必要なのかということも含めて、検討している段階でございますので、今の中島委員の御指摘も踏まえて、人権的な側面からどういった配慮が必要なのかということは今後も検討してまいりたいと考えております。

(一由会長)

ありがとうございます。私から、今のことに関して質問ですが、加害者の家族の方が、例えば報道被害とか、犯罪とは関係のないところでプライバシーを必要以上に晒されたりということがあったときに、県の方ではそういう相談に何か対応できる部署はあるのでしょうか。

(人権・男女共同参画課 佐々木課長)

犯罪加害者の家族に特化した相談というのは受け付けておりませんが、人権に関する相談一般を受け付けてございますので、そういった全体の中で相談を受け付けるという対応になるかと、現時点では考えております。

(一由会長)

中島委員の御意見の趣旨としては、特化した問題もあり得るから、一般相談ではなくてそ

ういったことにある程度知識とか経験がある方が相談に乗れる体制の方がいいんじゃないかと、そういう御趣旨ですね。分かりました。

いろいろ意見を出していただいております。そろそろこの議題に対する時間も迫ってまいりましたが、特にどうしても言っておきたいということがあればお伺いしたいと思います。よろしいですか。

では、この議事の（１）（２）に関しては以上で終わりたいと思います。

続きまして、（３）人権政策推進の基本的方向性につきまして、資料に基づきまして事務局から御報告、御説明をお願いします。

（人権・男女共同参画課 佐々木課長）

それでは、引き続きよろしくお願いいいたします。

「人権政策推進の基本的方向性について」ということで、人権政策の手法について資料３の説明をさせていただきます。

今回新任の委員の方もいらっしゃいますので、また前回の審議会の開催が令和６年２月と、約１年経過しておりますので、まずは前回の振り返りをさせていただきたいと思います。２ページを御覧いただきたいと思います。

本県の人権政策の現状と課題認識ですが、本県では、資料１でも説明したとおり、平成２２年２月に策定した長野県人権政策推進基本方針に基づき施策を推進しております。

一方で、一つ目の○に記載のとおり、先ほども新しい人権課題を入れるべきではないかといったような御指摘もいただきましたけれども、基本方針策定から１０年以上が経過し、社会経済情勢が変化し、多様化、複雑化する人権課題に対応した施策を推進していくためには、改めて人権政策の在り方について検討が必要と認識しております。

人権を巡る状況としましては、SDGsの達成に向けた世界的な動きや性の多様性、自然災害や新型コロナなどの感染症拡大時における対応など、新たな人権課題への取組が求められております。

中ほど右側に記載のとおり、国においては、いわゆる人権三法の制定、他県においても人権に関する条例の制定が進むといった動きがございます。

こうした一層多様化、複雑化してきている人権課題への対応が求められる中で、より大きな視点で人権政策の在り方、人権政策の射程や手法について検討するため、人権政策の１点目、射程について、それから２点目として手法について検討することとし、昨年度は射程について御議論をいただきました。

前回の審議会で御議論いただいた内容を３ページ目にまとめてございます。①差別、虐待などの人権侵害を受けている、受けやすい属性の方の視点、②その他、人権侵害が生じている、生じやすい場面の視点から御意見をいただきました。

その中で出された意見としましては、新たな人権課題として自殺対策でありましたり、災害時における人権、ヤングケアラーや引きこもり、様々なハラスメントなどの職業や雇用における課題、環境の問題、それから先ほど中島委員からも御指摘をいただきました、犯罪被

被害者の家族の視点などについて御意見をいただきました。

昨年度頂戴しました御意見を総括しますと、3ページの下段に記載のとおり、人権施策の在り方の検討に当たっては、人権課題として捉えるべき事象が多岐に渡りまして、また今後も新たな人権課題が顕在化していくことも想定されます。

こうした観点を踏まえて人権政策をより効果的に推進するための手法の検討が必要と考えております。なお、前回御意見をいただいた具体的な人権課題としての位置付けについては、今後の人権政策推進基本方針の見直しや改定等を行う中で、具体的に検討していきたいと考えております。

次に4ページを御覧いただきたいと思っております。

本日御議論いただきたい人権政策推進に当たってのもう一つのテーマであります、人権政策の手法について説明させていただきます。人権政策の手法としては、近年長野県では各分野において条例の制定や制度の創設等により、具体の課題に即した取組を推進しております。

ページをお戻りいただいて恐縮ですが、2ページの下に記載の「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」、いわゆる子ども支援条例でしたり、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」、それから先ほども御説明しました「長野県犯罪被害者等支援条例」、それから先ほども御意見をいただきました性的マイノリティの方を支援する「長野県パートナーシップ届出制度」の創設など、個別の各分野において条例の制定や制度の創設等により具体の課題に即した取組を推進してございます。

資料の4ページにお戻りいただきまして、しかしながら、先ほども説明したとおり、差別をはじめとする様々な人権侵害が依然として存在するほか、新型コロナウイルス感染時には、新たな差別や誹謗中傷が顕在化いたしました。

また、県民の皆様の意識においても、一概には比較できませんが、他者の人権尊重を意識して行動している県民の割合が近年減少しているといったデータもございます。中ほどに記載のデータでございますが、R5年度県政アンケートで、「他者の人権を尊重することについて意識して行動している」の割合が53.6%になっております。参考までに資料にはないですが、他県の事例も調べてみますと、東京都人権に関する都民意識調査、「あなたは日頃人権を意識しながら生活していますか」が45.0%、茨城県では、「あなたは日頃他人の立場を尊重するなど人権を意識しながら行動していますか」が64.5%ということで、必ずしも長野県だけが低いということではないのかなと思っておりますけれども、こういったデータもございます。

こうした上記の現状や社会経済情勢の変化に伴う新たな課題の顕在化、人権問題の広範化を踏まえると、真に人権が尊重される長野県を実現するためには、①個別の人権課題の解消に向けた取組を継続していくとともに、②としまして、あらゆる人権課題に通じる、県全体の人権意識の底上げを図る取組を人権政策推進の手法として強化していく必要があるのではないかと考えております。

また、少し視点は変わりますが、4ページ下段から5ページにかけて、信州未来共創戦略

について記載をしております。こちらは、先ほど部長の挨拶でも触れたんですけども、これは長野県だけの課題ではないかもしれないですが、目下、長野県の最大の課題は人口減少社会への対応となっております。このため、人口が減少していく中でも明るい未来のビジョンを実現するため、行政、企業、地域、県民一人ひとりが具体的な行動を起こすための羅針盤として、昨年12月23日に、「私のアクション！未来のNAGANO 創造県民会議」において、「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～」が決定されました。

概要の説明は省略いたしますけれども、参考資料1に係る部分を添付しておりますので、そちらも併せて御覧いただければと思います。この戦略の中においても、年齢・性別・国籍・障がいの有無などにかかわらず、誰もがその存在と役割を認められ、誰一人取り残さない社会を実現するためには、人権を尊重する考え方を社会の基礎としていく必要がある旨を記載し、若者・女性から選ばれる寛容な社会づくりの取組の一つに、「多様性を認め合い人権を尊重しよう」を掲げまして、資料3の5ページの中ほどより下に記載のとおり、2050年にありたい姿、2030年に目指す姿を掲げています。

そして、この目指すべき姿に向かうために、具体的に想定されている取組例として、人権がより尊重される社会を実現するための規範の策定について検討することが盛り込まれております。

最後の6ページを御覧いただきたいと思います。

これまで御説明したとおり、長野県は人権政策推進基本方針に基づいて施策を推進してまいりました。しかしながら、多様化、複雑化する人権課題への対応、また目下最大の課題であります人口減少社会への対応、こうした課題に適した人権政策の手法について、これまでの基本方針で十分かどうかも含めて御意見をいただければと思います。

また、先ほども御説明した人権政策の規範となるものとしては、例えばどのようなものが考えられるか、併せて御意見をいただければと思います。

6ページに記載のとおり、他県の取組としては、例えば条例の制定ですとか、愛知県においては「人権尊重の愛知県を目指して」と宣言を出す事例もございます。また秋田県では、差別等の具体的な事例や判断するための目安をケースごとに示した指針を策定するという取組も挙げられております。

また、これ以外にも、人権意識の底上げを図るためのより効果的な手法として考えられることがあるか、こういった点からも御意見をいただければと思います。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。資料3の1ページ目のところに、御意見をいただきたい事項ということで、「県全体の人権意識の底上げを図るために、どのような手法が考えられるか」と。今回は手法というところに主眼がありますが、私の方から最初に補足しておきますと、そもそも課題のところですね。分野ごとのというところで、3ページに令和6年2月6日の審議会における主な意見というのをそこにまとめていただいています。和田委員から一番

最初に出た LGBTQ の問題の位置付けは、現状その他になってしまっているのを、社会情勢の変化とか情勢を鑑みて、もうちょっと重い位置付けにした方がいいんじゃないかという御意見はその前の年度から出ておりました。私自身もそれで意見を申し上げてきましたけれども、この辺は、今までの経過上は特に異論はなくて、LGBTQ の問題は、現状よりもフォーカスして課題として整理するという事は、今までの審議会の中ではおおむね一致しているのかなと思っています。それ以外に、去年のところで出てきたのがここに書いてあるようなまとめになると。そういうふうなことになるかと思えます。

まず、そうしますと手法のところですが、事務局の方でいろいろ整理していただいて、規範等としてどのようなものが考えられるかというところで幾つか他県の例なども御紹介いただいていますけれども、この点について御意見がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

和田委員、お願いします。

(和田委員)

和田です。「他者の人権を尊重することを意識して行動している」という率が下がってきているということですが、他者の人権を尊重するためには、自分の人権が尊重されている、自分が大事にされているということを実感できる状況になることが必要だろうと思えます。

これは大人も子どももですが、特に子どもがちゃんと自分の意見を聞いてもらえて、自分の声に耳を傾けてもらっているというふうに感じられるようにしていくことが必要だと。先ほど紹介したようなトランスジェンダーの子どもにとって、学生服を着ていきたいというのが頭ごなしに否定されるのではなくて、ちゃんと受け止めてもらえて、それでいいよとなってくれたという経験があると、自分は意見を言ってもいい、自分の意見は異質なものとして排除されるのではなく、ちゃんとそれでいいよと先生たちが言ってくれるんだと思える。そのことが、人権ということにすぐには意識の中で結びつかないかもしれないけれども、そういうことの積み重ねが、自分とは違う人の意見もちゃんと耳を傾けようというふうになっていくのではないかと思うんですね。

そういう意味で、学校現場の取組というのは非常に大事だと思いますし、その点では、僕是不登校の子どもたちとたくさん付き合っていますけれども、昔に比べて学校での対応はすごく丁寧になってきている。その子に寄り添う、その子がどんなふうだったら学校に来られるかということを生懸命先生たちが考えてくれるように変わってきている。いろいろな場合があるのでそうじゃない場合もあるんですが、全体としてはそういうふうに変ってきている、これは非常にいいことではないかと。

ただ、やはり先生たちはとても忙しくて、先生たちの個人の頑張りで支えている部分は大きいと思いますので、こういう意味でも、やはり学校現場のマンパワーの強化とか、そういう点は必要ではないかと思えます。

それともう一点、医療へのアクセスということについてです。これは基本方針の内容に関することになってしまいうんですけれども、2023 年に日弁連が、長野市で人権擁護大会を開

いて、その中で「人権としての医療へのアクセスが保障される社会の実現を目指す決議」というのを上げています。医療へのアクセスが保障されるのは人権であると。つまり、なるべくそのほうがいいねということではなくて、基本的人権として全ての人に保障されなくてはいけないのだという宣言を日弁連がしたということだと思います。

いろいろ多岐に渡る項目があるんですが、その中でも医療費の問題があって、この点では、子どもの医療費に関しては長野県はだいぶ進んできていますが、まだ一定の自己負担が必要な市町村があります。それから、障がい者の医療費の窓口負担がかなり大きいです。それから、南信地域でいいますと、重症心身障がい児者の長期に入れる施設が諏訪から南にはないということで、重症心身障がい児者を抱える家庭というのはかなり苦勞をしていますし、レスパイトもなかなか進まない現状があります。こういう問題も、人権という視点で検討していく必要があるのではないかと思います。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

中身の話、今、少し触れていただきましたけれども、今の点で、他の委員からありますか。医療の問題、あるいは子どもさんの問題で。特によろしいですか。では、内容に関する御意見ということで承りました。

では、菅沼委員、お願いします。

(菅沼委員)

菅沼です。一つ質問をお願いします。4 ページのところで、人権尊重を意識して行動する県民の割合が減少ということで説明がありましたけれども、とはいえ、数字は毎年調査しているにもかかわらず、R4 から R5 の減り方が極端なわけで、そこは R5 年度から調査手法の大幅な変更ありというふうに書かれているんですけども、どういうところで手法が変わってこれだけ減ったのか、その辺のところは分析できているのかどうかを教えてくださいなと思います。

(一由会長)

今の点はいかがでしょう。

(人権・男女共同参画課 佐々木課長)

ありがとうございます。今、資料4の表の上のところに記載してございますが、R4 までは県政モニターアンケート、R5 は県政アンケートというふうに記載してございます。R4 までは県政モニターということで、県政に非常に興味を持っていただいている方をモニターとして登録してアンケートを実施したということになっております。それを大幅に変更いたしまして、R5 からは県民の皆様の中から、県の政策に参加してもらおうということではなくて、普通に無作為抽出といいますか、アンケート対象者の選定方法を変更したという点が

大きいかと考えております。

(菅沼委員)

ありがとうございました。という説明でありますと、先ほど東京都の例とか茨城県の例を挙げていただきましたけれども、その数字とほぼ同じというような認識でいいのかと思います。ありがとうございました。

(一由会長)

ありがとうございました。

ほかに御意見等ございますか。では、私の方から、手法ということについて問い掛けがありますので、資料の6ページで「人権の理念・重要性等を県民等と共有するための『規範』等として、どのようなものが考えられるか」ということで、基本方針のみで人権の理念等の訴求力が十分かというところで、いくつか他県における例ということで挙がっていますが、私なんかはこれを拝見して思ったのは、長野県の方でもかなりこの間、基本方針が策定された平成22年以降いろいろ取組をされて、本県における取組ということで、2ページの下の方にまとめていただいているんですが、個別の子どもであるとか犯罪被害者とか、障がいがある方、パートナーシップとか、いろいろやっこられてるわけですね。

なので、そういった個別の取組があつての上でということであれば、私は、例えばですけども、鳥取県みたいな包括的な条例をつくってというのは一つあるのかなと。いつも私が思うのは、具体的なことが何も積み上がりがないのに抽象的な宣言みたいなものを出しても、それはただの自己満足で形だけで終わってしまうんだけど、現に努力された取組があつて、実績があつて、その上で県民の人権が尊重される包括的な条例は一つあるのかなと。あるいは共創戦略にもありますように、県外からも長野県はいいよね、暮らしやすい、大事にしてくれる県だから暮らしたいよねと思ってもらえるような形を県が姿勢として示す。そのときにやはり条例もなければ伝わらないというところもあると思いますので、これはいわゆる理念条例ですので、具体的に何か権力を行使するような条例にはたぶんどできないと思いますけれども、そういった意味でも、理念的な条例をこの積み上げの上に制定するというのは一つあるのかなと。それが、この問いにある、県民ないしは将来の県民と共有するための規範としてというのは一ついいのかなとは思いました。

あと、私は他の県のを幾つか見ていましたら、この審議会みたいなものの位置付けについても、今の県のは附属機関の条例で位置付けになっていると思いますけれども、他の県のものを見ると、その条例の中に人権政策審議会を位置付けている規定もあるので、そこは組織の問題でそんなに実態としては変わらないかもしれないですけども、そういうこともあり得るかもしれないと思っています。

先ほど和田委員がおっしゃった、アンケートの回答の問題もありますけれども、全く同感だなと思ったのは、自分が大事にされていないと人の権利は大事にできないと。私の経験からもそう思いまして、なぜかという、私は少年事件とって、犯罪を犯した少年の弁護活



動を家庭裁判所で国選とかでやるんですけれども、それは全く一緒に、犯罪をやって人の人権を侵害する子というのは、ほぼ例外なくと言っていいと思うんですけれども、家庭環境がよくない、親から大事にされていなかったり、友人関係が極めて希薄。極端な話、友達なんて今まで一人もいなかった、誰にも相手にしてもらえなかったとか、親からは満足に食事も与えてもらえなかったとか、そういう体験をしている子が多いんですね。

やはり、まさに先ほど和田委員がおっしゃったように、自分を大事にしてもらった経験がなければ、そもそも人の権利を尊重するということが実感としてわからないので、それが地味に大事なことで、だから子どもに関する意見が委員さんから非常に多く出るのは、そこがたぶん根本にあるのかなと感じました。

なので、もちろん女性とか障がい者とかほかにもたくさんあるんですけれども、子どもに関しては、未来の県民を育てるという意味でも、あるいは他の方の人権を侵害しない県民になっていただくという意味でも大事かなと思っていますところ。

すみません、私の方でいろいろしゃべってしまいましたが、まだ御発言いただけていない委員さん、せっかく御出席いただいていますので、何かあれば。

川上委員、何かございますか。感想でも結構です。

(川上委員)

今回初めて参加させていただいて、今までの取組等お話を聞いている状況です。今、手法について一由会長からもありましたが、やはり個別的な条例等も制定されている中で、この取組が重なってきている状況を確認させていただきますと、やはりどのようなところで人権の侵害が発生していたり、受けやすい状況があるのかみたいところを具体的に見ていく部分も含めて、包括的な条例というのを検討していただいてもよいところまで少しずつ積み上がってきているのかなと感じているところ。

特に、先ほどからお子さんのお話がありますが、学校においてもコロナ禍を経験したり、また経済の状況が少しずつ戻ってきている状況の中で、今二十歳を迎えるような皆さんというのは、学生生活の中ではほとんどマスクをしたような状況で、接触がなかなか難しいという中で育ってきて今社会にいる状況でお話を聞いたりするところもあります。

ですので、今インターネットの話も出たように、対面での人権に関わる課題が出てきたり、またインターネットを通じて、そういうコミュニケーションが逆にその世代の皆さんは多い中で、被害者になり、また加害者にもなるという状況もありますので、今の状況を踏まえた中で、次の一歩、手法を検討していただくタイミングとしてはよろしいのではないかと感じました。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

小山委員、何か御意見はございますか。

(小山委員)

私も今回初めて参加させていただいて、いろいろな事情をお聞きしながら一生懸命学んでいるところですが、私の人権擁護委員としての活動の中で子ども部会というところに所属しているんですけども、保育園や小学校や中学校に関わって、そこへ参加して行って子どもたちと話をしたり、人権教育という形で子どもたちに紙芝居や話し合い、あるいは遊びを通して子どもたちと人権は大事だよねという、その具体的などところで子どもたちと接して、お互い良い会だったねということをお求めて活動しています。

保育園の年長さんあたりで自我が芽生えて、子どもたちが、自分も大事だし、相手のことも分かってくるような時期に、子どもたちと紙芝居の中の一つの問題に対して話し合ったり、感想を求めたりしていく中で、こういうことは大事だね、相手の人が喜んで嬉しかったねという、そういう小さなことから活動して、人権というものを育てたいなと思っています。

手法になるかどうか、本当に小さな活動ですが、そんなときに、子どもたちが1回でも2回でもそういう体験を通して学んでいってこれればいいなと、みんなで頑張っています。そのときに、各市町村で私たちは担当する幼小中を回っていくんですけども、そこで担当の市町村の部署の方たち、あるいは教育委員会の方たちの応援というか、援助があるときはとてもスムーズにいろいろな子どもたちと触れ合うことができますが、自分たちで小学校や保育園を訪ねていくときは、やはり市町村の応援があると嬉しいなと思って活動しています。もしできることなら、そういうところで連携を持ったり、定期的な関わり合いを持って連携していくことで、小さな子どもたちが自分を確立する、小さなときから人権ということやうんと認識できるような、そういう社会づくりに貢献できるのかなと思っているんですけども。うまく言葉に表せないんですけども、そんな小さなところから私たちは活動しています。感想ですみません。

(一由会長)

ありがとうございます。手法ということに関して言うと、今、条例の話も出ていますが、二つ目の問いとして、規範等の策定のほか人権意識の底上げを図るための今のお話とも関係するかもしれませんが、人権意識の底上げを図るためのより効果的な手法として考えられるものがあるかどうか。例として、人権教育、あるいは啓発というところ。これは議題(1)のところでも載っていましたが、さらにというところで、他にこういった効果的な手法もあるんじゃないかというものがございましたら、御意見を出していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。もちろん、規範の方でも結構です。

少し私の方で申し上げますと、規範以外のところの教育・啓発ということであると、私がやはり今気になっているのは、インターネットで誹謗中傷して袋叩きにすると。兵庫県でも、この間まさに元県議の方が亡くなったという悲しい事件がありましたけれども、何か特定の問題が起きたときに、事実関係をよく知らない人たちが、思い込みとかインターネットの不確かな情報で盛り上がって袋叩きにしたり、場合によっては「おまえのうちにいくぞ」とか、私も報道で見たところではありますけれども、家族に危害を加えるような発言をしたり、

もう犯罪の域に達しているんじゃないかと思えますけれども、そういったことで自殺に追い込まれるとか、そういうのは本当に人権侵害の最たるもので、そういったことをやっている人たちはあまり深く考えていない。その場の勢いや乗りとか感情みたいな、あるいはそれを煽るインフルエンサー、悪い意味でのインフルエンサーみたいな人がいて、そういうのを煽ってくる人もいます。

そういう現象は今までなかった新しい現象だと思っていまして、誹謗中傷をするにも、1対1で紙でやったり、面と向かって何かを言うというのは結構勇気がいるしハードルがあるので、それをやる前に考え直すステップがたくさんありますよね。こういう紙を相手に送ったら相手がどう思うかとか、反撃されるんじゃないかとか。けれども、インターネットだと SNS で書き込んで送信ボタンを押すだけなので、できてしまう。そういう気兼ねなさが悪い方向に作用していて、特定の人を深く傷つける、いわば暴力と言ってもいいような現象が起きているのかなと思ひまして、その辺の教育・啓発というのも、実際にやっているのは大人の方が多いと思うので子どもたちがやっているわけではないんですけれども、やはり子どもどものときから、そういうインターネット上の言葉が時に凶器になる、人を死に追い込むような凶器になるということは、ぜひ教えていただきたい。

これは逆に質問でもあるんですけども、そういったことについて子どもさんたちに対する教育や啓発活動は実際に行われているのでしょうか。もしされているとすれば、どんな感じでやっておられるのか。

(教育委員会事務局心の支援課 尾台主任指導主事)

心の支援課の尾台でございます。委員がおっしゃっていただいていることは学校の中でもかなり問題にしております。積極的に講演会や学習の機会を設けて取り組んでいることを調査結果から把握しております。

県としましても、このような指導ができるような研修等を年に何回も行っており、たくさん先生方に参加していただいているところです。

(一由会長)

表現の自由とかもちろんあるので、のびのび自由に発表、発信していただくのはいいんですけれども、場合によっては人を傷つけるような言動というのは許されない。人を傷つける人権はないので、そういうところもきちんと教えていただきたいなと思います。

あと、子どもさんに教えていただきたい観点としては、インターネットは匿名性が確保されていると表面上はそう見えますけれども、実際には匿名ではないんですよね。例えば警察が調べると分かっちゃいますし、民事的なものでもプロバイダとかに開示請求をかければ、裁判所は結構最近すぐ認めますので、匿名っぽく見えても匿名でも何でもありませんよと。人の権利を侵害して、本気で相手が怒って調べれば、すぐあなたの身元は分かっちゃうんですよと。そうしたら、お父さん、お母さんに迷惑がかかりますよとるところを、ちゃんと知識として正確に教えてあげたほうがいいのかなと思ひています。そういった知識

面の啓発、インターネットは決して匿名ではないというところも、ぜひ教えてあげたらいいのかなと思っています。

一つ中身の方ですが、手法に話を戻したいと思います。規範、あるいはそれ以外の手法、こういった手法が効果的ではないかとかございましたら、御意見をいただきたいんですけども。

菅沼委員、お願いします。

(菅沼委員)

菅沼です。手法というところまで行くかどうか分からないですけども、今回いただいた資料でも、信州未来共創戦略の中で、性別による固定的役割や差別をなくそうとしているわけですが、ここにはアンコンシャスバイアスという言葉もよく使われるように、性別による職業意識というのはなかなか変わらないという現実があると思います。私には染みついたバイアスみたいなイメージがあるんですけども、人口減少社会の中で、女性が長野県に帰ってこないと言われていています。正月の成人式のインタビューなどでも、女性の答えでは、長野県には仕事がないから帰ってこないみたいなことがあります。

ただ、企業の方として男女を分けて募集しているわけではないと思うので、それは小さいときからの周りからの刷り込みもあるのか、なんとなく意識の中に、女はこういう仕事だよ、男はこういう仕事だよねというのが染みついていて、いつの間にか選択肢を狭めてきた結果がこういうふうなインタビュー結果になったりする部分があるような気がします。

人権・男女共同参画課の高校生の意識調査でも、やはり女性の方が長野県に帰ってこないという意識を持っている子が多いという結果もあるので、やはり我々の持っている意識、なかなか変えられない偏見みたいなものを、常日頃チェックして、みんなで確認していくような作業が必要ではないかと思います。

私は昔、県の教育委員会にいたときに、高校進学時に、工業高校に一体どのぐらい女性が行っているのか調べたんですが、かなり差があるわけですね。改めて学校基本調査で調べてみたんですが、平成16年ぐらい、今から20年ぐらい前を見ると、女子の工業科への進学率の割合が5.何パーセントぐらいしかないんです。それが令和5年、6年の最近では9.何パーセントにまでなった。でも10対1ぐらいです。

この間20年で意識が変わってきたから女性も工業科へ行くようになったとも言えるかもしれないけれども、全国で見ても12.5%ぐらい。一番多いような県でも25%弱ぐらい。今、特に有名になったのが東京工業大学、今は東京科学大学になりましたけれども、女性枠というのを設けたこと。これにはかなり批判もあるようですが、そのときも学長さんが、これはずっとやるつもりではないけれども、インパクトとしてここでやらないといけないということで導入し、実際2割ぐらいの枠を設けることによって入学者が増えてきたということもあると聞きます。

これを高校でやるかどうかは難しいところかと思いますが、我々自身の持っているバイアス、偏見みたいなものを常に見返していくこと、例えば共通のチェック項目を設けてチェ

ックを積み重ねていくようなことが必要なのではないかと思えます。

先ほど20年間で5%ぐらい女子の工業科へ行く割合が増えたと言いましたが、このスピードを我々がどう考えるかというものがあって、もうちょっと早く変わっていく、そのことが将来また長野県に戻ってくる女性が増えるということにもつながっていくような気がします。そんな思いから発言させていただきました。

(一由会長)

ありがとうございました。

今、規範以外のこととして御発言いただいたかと思えますけれども、今のお話聞いて私も非常に興味深かったんですけれども、徐々に増えていて、遅いかもしいないですけれども、やはり町の中を見ていると、昔は男性ばかりやっていたような職業、例えばバスの運転手さんとか、結構最近女性の方もいらっしゃって、意識の改革も進んでいるのかなと、不十分ではあるんでしょうけれども。その辺、企業の受け止め方も、人手不足という問題もあるし、女性の社会的進出とか活躍という問題もありますが、聲山委員、県内の企業でこんな取組をされていて、女性が活躍していらっしゃるとか、そういう話はございますか。

(聲山委員)

実は女性活躍のことにに関して手を挙げようかと思ったんですけれども、うちの経協に女性委員会というのを8年前につくりまして、今35~36人でやっているんですけども、当初は女性の経営者や役員が集まってとりあえず意見交換をしましょうと言って、これが大変だ、あれが大変だという話をしていて、それだけではだんだん物足りなくなっていて、コロナという非常にきつい状況になったときに、連合さんの労組の女性委員の方と意見交換をして、やはりこれも非常に大変だということで意見交換をしてだんだん広がってきて。コロナが終わって、今まではずっと長野県内だけで意見交換をしたんですけども、実際にうちの経営者の女性の方は当然活発なので、これだけでは物足りない。これをもっと大きなうねりにしたいということで、去年から名古屋の女性の経営者の会と交流を始めました。去年は松本でやって、今年は再来月名古屋へ行って意見交換をします。

名古屋圏になりますと、大企業の役員の方々が多いためですから、かなり刺激的な話がありまして、これはストレートに長野県の企業では対応できないというぐらいのレベルのものもありますが、物凄く刺激になるんですよ。

そういう中でどうするかというと、いわゆるその刺激を受けたものを自社へ持ち帰ってうまく対応するようにやりくりするか、今は名古屋ですが、これからもっと大きなうねりとして他の県や、日本とか中国とかとやるのか、今それを考えている最中です。

その中で一つ面白い話が出てきまして、女子サッカーがありますが、そのプロチーム、女性の役員等と、そういう経済界ではなくてプロスポーツ界と交流しようかと、いろいろな交流を広めて、さっきから言っている大きなうねりとして何か方向性を出すとか、意見を出すとか、勉強会をすることとか、そういうふうにしないと、ただ単にたまに意見交換をしてやって

いても次に進まないというのがあるんです。

よく女性活躍がなかなかできないという話の中で、例えば、女性の社員さんに、「あなた、ぜひ役員さんに上がってください。」と社長が言ったとしても、「いやいや、私は。」というケースが非常に多い。ただそれはその人の意識もそうだけれども、例えば家族が「いや、ちょっとやめてくれよ。」というケースもあるらしいです。そうなる根が深くてなかなか難しいけれども、そういうことも含めて、大きなうねりをつくっていきながら、時間はかかりますけれども、女性の意識を変えて、男性経営者の意識も変えていくしかないかなと思って、そんなような形でやっています。

当初、11人で始めた女性委員会が、今35人まで上がってきていますので、社長だけじゃないです、専務クラスも含めてですけれども、皆さんかなり意識が高まっていますので、これをなんとか全体に広げられれば、非常にいいんじゃないかなと思っています。

(一由会長)

ありがとうございました。

中島委員、お願いします。

(中島委員)

中島です。お願いします。少し話がずれるかもしれませんが、コロナが盛んになった頃に、学校現場でも、我々の中でもそうでしたが、いわゆるフェース・トゥ・フェースではなくて、画面を通して会議をしたり話をしたりということが増えてきました。この影響でないかと私は思うんですが、現在学校での不登校数が相当増えているという現状が、数字では言えませんがあるのだと思います。面倒なことを避けて楽な方法で便利だということの最後がこういうところにきているのかなと、ちょっと最近不安に思っています。

そういう中で、人と人のつながりは非常に大事ではないかと。これは先ほどの資料の信州未来共創戦略の中にも「つながり」というキーワードがありますが、大事にしていかなければいけないのではないかと。教育・啓発においても、そういうものを大事にしていかなければいけないのではないかと思います。

イベント的なものでもって、市町村や行政の方が行うことよりも、もっと住民同士が語り合えるような、気づき合えるような啓発の場をいかにつくっていくかということが大事ではないかと。互いに自分の考えを出し合って話し合えるような場ができなくてはいけないのではないかと。そういうものがコロナでいっぺんに減りましたし、その前からも減ってきていたんですが、極端に今ないと思います。

上田市で、ハンセン病の元患者の伊波さんと交流した中学生が、その後の感想を信毎に寄せていました。ハンセン病というのはもう感染力もほとんどないし治る病気だと分かっていたのに、隔離政策はずっと続いてきた。なぜか。それは御本人と話した中で分かってきた。いわゆる僕たち自身も無関心でいたこと、そして知らないでいたことが、その隔離政策を続けさせていたということに気づいたと語っていました。無関心、無知、これが隔離政策を温

存してきたんだと。だから僕は人と人との話会い、人に伝えることで無関心がなくなると思っていますと記述しているんですね。無関心による差別や偏見をもっとなくし、差別や偏見をこの世界からなくせるようにしていきますと、学習した子が書いています。

やはり関わること、これも大事。つながるといふことと、具体的なものに関わっていくこと。そういう啓発の仕方を加えていかないと、表面上でどこかで何かがあるということに対して、差別はいけない、してはいけないということは誰でも言えますが、目の前にいる当事者の人と語り合うとか、または仲間同士で語り合う。そういう場が極端に減っていないかなと。やはり行政としてそういう場を提案していく、つくっていくことが大事ななと思っています。以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

人権教育・啓発の在り方に関する御意見ということですね。ありがとうございました。

宮井委員、手を挙げていましたのでお願いします。

(宮井委員)

宮井です。資料3の最後のページですけれども、まず①の規範については、先ほど一由会長がおっしゃったとおり、私も鳥取県のような条例をつくることについては、非常に積極的な意見というか、いいのではないかと、賛成であると思っています。

それには二つの意味があって、一つは県民の意識を底上げする手段としてこういうものがあつたほうがいいし、もう一つは、ちょっと法律家的な言い方になってしまうかもしれませんが、こういう規範があるということ、それ自体が大事だと思います。だから、この①の点については、条例をつくることに賛成です。

②で規範以外の手法については、これは私自身は具体的な良い方法は自分には分からないと思っています。できれば、御検討いただきたいのが、過去の例を調べて私たちはそれを共有するべきではないかと思えます。つまり、例えばバスの運転手さんに女性のみられるようになった、私たちの社会は不十分だけれども意識が変わってきた、それは何で変わってきたのかということを分析する。

例えば、いろいろなマイノリティの社会運動というのは歴史があるんですよ。トライ・アンド・エラーでやってきた、日本のLGBTQの歴史もそうだし、アメリカやヨーロッパもそうだし、あと身体障がい者の方たちもそうだと思いますが、こういうふうに来て今を勝ち取ってきたということがあると思うので、そういうものを網羅的に分析してみたらヒントになるんじゃないかと。これは日本国内でも国外でも例があると思います。

日本国内には、総合的な人権についての啓発活動の例というのがあまりないのかもしれないけれども、海外にはあるかもしれないと思えますし、国連でやっていることがあるかもしれないので、そういうところを調べてみるところから始めてみたらいいのではないかと思います。

(一由会長)

ありがとうございました。

では、そろそろ時間的にはちょうどいいところですが、ほかにもこの手法でも構いませんし、人権課題の方でも結構ですけれども、発言しておきたい方がいらしたらお願いします。

では、閣委員、お願いします。

(閣委員)

今日は外国人の入管についての具体的な内容を教えてくださって本当にありがとうございました。これからも具体的に文字でここに書いてくれば、あるいはだんだん増えてくるものと減ってくるもののグラフがもしあれば、もっと助かると思います。ありがとうございました。

(一由会長)

ありがとうございました。

では、特になければ、時間も迫ってまいりましたので、意見交換をこのあたりで終わりにさせていただきたいと思います。

議事は以上になりますが、全体を通して御意見等ありますか。よろしいでしょうか。

では、特に御意見がないようですので、以上で議事を終了いたします。円滑な議事の進行への御協力に感謝申し上げます。

それでは、進行を事務局にお返しします。

#### 4 閉 会

(事務局 神戸企画幹兼課長補佐)

委員の皆様、熱心な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、最後に池田県民文化部次長から、閉会の御挨拶を申し上げます。

(池田県民文化部次長)

県民文化部次長の池田でございます。本日は、県の人権政策につきまして大変貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。特に、今後の県の人権政策の在り方につきましては、重要な御示唆をいただけたと思っておりますので、これをしっかりと受け止めまして、今後の取組に繋げていきたいと考えております。今後も引き続き、それぞれのお立場から県の人権政策につきまして、御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。



(神戸企画幹兼課長補佐)

以上をもちまして、「令和6年度長野県人権政策審議会」を閉じさせていただきます。  
本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

(了)